

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

問い合わせ先：埼玉県東部中央福祉事務所 Tel.048-737-2359／こども育成課 Tel.048-796-8193 /庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-1111

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。

貸付の種類は、就学支度・修学・修業・就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚の12種類です。

対象など、いくつかの要件があり、貸付の種類によって手続きが異なりますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## JR定期乗車券の割引制度

問い合わせ先：こども支援課 Tel.048-736-1135

児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人がJR通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。

申請から割引のための証明書の交付まで日数がかかります。また、申請にあたり別途手続きが必要となる場合がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## 養育費等弁護士相談

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-796-8902

離婚後の養育費や面会交流等について無料で相談できます。

- 対象：市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方
- 日程：市公式ホームページをご覧ください。
- 相談時間：13：20～16：20  
※原則予約制1人60分、原則1年度に1人1回まで
- 場所：春日部市役所3階こども家庭センター相談室

